

# 「エアバッグ類 運搬ネットワーク」利用規約

## 第1章（総則）

### 第1条（総則）

1. 本規約は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」といいます）に基づき解体業者により取外回収されたエアバッグ類の指定引取場所への引渡しにおいて「エアバッグ類運搬ネットワーク」（以下「本制度」といいます）を利用する際のエアバッグ類運搬ネットワーク利用事業者（以下「利用事業者」といいます）と運搬業者の役割及び遵守する事項について定めるものです。
2. 一般社団法人自動車再資源化協力機構（以下「自再協」といいます）は、本制度への加入の申込みの受付業務及び利用事業者登録情報の管理に係る業務を行うものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、本規約上特に定めるほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます）及び自動車リサイクル法において定めるところによるものとします。

- (1) 「利用事業者」とは、自動車リサイクル法第60条に基づき、解体業の許可を受けた者のうち、本規約第8条に基づいて本制度の利用登録がなされた者をいいます。
- (2) 「エアバッグ類」とは、自動車リサイクル法第2条に定める指定回収物品で、具体的には運転席・助手席エアバッグのほか、サイド・カーテン式などその他のエアバッグ及びシートベルトプリテンショナー等のインフレーター等（ガス発生器）の部分をいいます。
- (3) 「指定引取場所」とは、自動車リサイクル法第21条及び第39条に基づき自動車製造業者等がエアバッグ類を引き取る場所としてあらかじめ指定した場所をいいます。
- (4) 「エアバッグ類運搬ネットワーク」とは、利用事業者が、運搬ネットワーク業者に委託することによりエアバッグ類の指定引取場所への運搬及び引渡しを行い、この場合、エアバッグ類の運搬料金を自再協が運搬ネットワーク業者に直接支払う仕組みをいいます。
- (5) 「運搬ネットワーク業者」とは、エアバッグ類運搬ネットワークにおいて利用事業者からの運搬の委託を受けエアバッグ類の指定引取場所への運搬を行う廃棄物処理法上の産業廃棄物の収集運搬業の許可を有する業者をいいます。
- (6) 「エアバッグ類引取システム」とは、自再協が構築し、運営する、取外回収されたエアバッグ類の引取り及び取外回収料金等の支払いに関するシステムをいいます。
- (7) 「自動車リサイクルシステム」とは、自動車リサイクル法第82条に規定された電子情報処理組織をいいます。

## 第2章（エアバッグ類運搬ネットワークの利用）

### 第3条（委託の内容・方法等）

1. 利用事業者は、エアバッグ類（すなわち、廃棄物処理法上の産業廃棄物としての金属くず、廃プラスチック類）を指定引取場所へ引き渡すにあたり、その都度収集運搬業務（以下「委託業務」といいます）を運搬ネットワーク業者に依頼の上、委託契約を締結し、本制度を利用するものとします。
2. 運搬ネットワーク業者の事業の範囲は、金属くず、廃プラスチック類を含む産業廃棄物の収集運搬業であり、運搬ネットワーク業者は、利用事業者が本制度の利用登録の後、かかる事業の範囲を証するものとして、その事業に関する廃棄物処理法上の産業廃棄物の収集運搬業の許可に係る監督官庁の許可証の写し（解体業者の事業所と引渡し先となる指定引取場所の双方に係る許可証の写し）をあらかじめ利用事業者に提出するものとします。なお、許可事項に変更が生じた場合も同様とします。
3. 運搬ネットワーク業者は、利用事業者から収集運搬を委託されたエアバッグ類を、あらかじめ利用事業者ごとに定められた指定引取場所に運搬するものとします。
4. 委託業務は、運搬ネットワーク業者が、自動車リサイクルシステムの解体工程登録が行われている利用事業者の事業所住所においてエアバッグ類を引き取った時点に開始し、その後、指定引取場所におけるエアバッグ類の引取りが行われ、かつ、本規約第6条第7項の規定に従い、指定引取場所が自動車リサイクルシステムにて利用事業者に対して引取報告を行った時点で完了するものとします。
5. 利用事業者は、利用事業者が運搬ネットワーク業者に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量、運搬の最終目的地となる指定引取場所の名称及び所在地、委託契約の有効期間、運搬料金を個々の契約の締結の際に用いられるエアバッグ類輸送伝票に記載するものとします。

### 第4条（積替保管の禁止）

1. 運搬ネットワーク業者は、利用事業者から収集運搬を委託されたエアバッグ類の積替保管は、行わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらずエアバッグ類の運搬に際して、運搬ネットワーク業者が積替保管を行う場合は、廃棄物処理法上で産業廃棄物に係る委託契約において必要とされる事項を契約内容として含めるものとします。運搬ネットワーク業者の廃棄物処理法上の産業廃棄物の収集運搬業の許可事項に変更が生じた場合には遅滞なく契約内容の変更を行うものとします。

### 第5条（再委託の制限）

運搬ネットワーク業者は、利用事業者から委託されたエアバッグ類の収集運搬を他人に委託

しないものとします。ただし、運搬ネットワーク業者が、事前に利用事業者の承諾を得て法令の定める再委託の基準に従って他人に委託する場合は、この限りではありません。

#### 第6条（利用事業者及び運搬ネットワーク業者の責任と義務）

1. 運搬ネットワーク業者がエアバッグ類の収集運搬を適正に行うための廃棄物処理法施行規則第8条の4の2第6号に定める情報は、以下の通りであるものとします。

事業の範囲	産業廃棄物の収集運搬業
性状及び荷姿	エアバッグ類（金属くず・廃プラスチック類）
腐敗・揮発等性状の変化	該当無し
混合等による支障	該当無し
その他取扱注意事項	自再協が示す引取基準及び運搬ネットワーク業者用の業務マニュアルに留意して作業を行なうこと

2. 利用事業者は、運搬ネットワーク業者に収集運搬を依頼するにあたって、各運搬ネットワーク業者指定の運搬日程を確認の上、指定の申込方法・期日等に従い、収集運搬を依頼するものとします。
3. 利用事業者は、運搬ネットワーク業者によるエアバッグ類の収集の前日までに、自動車製造業者等及び自再協が提供するエアバッグ類適正処理情報に記載されている性状・荷姿等の引取基準、収納個数に適合していることを確認する等必要な準備を行うものとします。  
なお、運搬ネットワーク業者によるエアバッグ類の収集の際、又は指定引取場所における引取りの際、引取基準の違反等利用事業者の責に帰すべき事由を理由としたエアバッグ類の引取拒否が発生した場合には、当該エアバッグ類の収集運搬及び返送費用等一切の費用については利用事業者が負担するものとする。
4. 運搬ネットワーク業者は本規約の定めに従い、誠実にこの業務を履行するほか、廃棄物処理法その他関連法令、交通法規及び労働安全衛生法令等を遵守し、事故防止に努めるものとします。
5. 運搬ネットワーク業者が委託業務の遂行にあたって、事故等を起こし、第三者に損害を生じさせた場合には、かかる事故等の原因が、利用事業者の責に帰すべき場合を除き運搬ネットワーク業者がその責任を負担するものとします。
6. 本制度を利用した利用事業者と運搬ネットワーク業者間のエアバッグ類運搬の委託契約に係る一切の紛争等については、利用事業者及び運搬ネットワーク業者の責任と費用負担において処理するものであり、自再協は一切責任を負わないものとします。
7. 運搬ネットワーク業者は、受託業務の終了においては、利用事業者への受託業務終了の報告を行うものとし、当該報告は、指定引取場所の自動車リサイクルシステムにおける引取報告をもって行うこととします。

### 第3章（利用登録）

#### 第7条（利用の申込み）

1. 自動車リサイクル法第60条に基づき解体業の許可を受けた事業者は、本制度の利用を希望する場合は、自再協が別途定める「エアバッグ類引取システム加入規約」及び本規約の内容を確認の上、所定の「自動車リサイクルシステム」登録申込書（以下「申込書」といいます）に、エアバッグ類運搬ネットワークを利用する旨、運搬ネットワーク業者名及び業者指定番号を記載して利用を申し込むものとしします。
2. 前項の申込みに際しては、前項に規定する事項以外の申込書の記載事項を適正に記載するものとしします。

#### 第8条（利用の登録）

1. 前条の利用申込みに基づき、自再協は、申込書の記載内容等に不備がないことを確認の上、加入条件を充足している場合には、当該利用申込みを行った事業者を本制度の利用事業者として登録し、登録事項が記載されたシステム登録確認通知書（以下「通知書」といいます）を当該利用事業者に送付します。
2. 前項の通知書が利用事業者に着した日から本制度の利用が可能となります。

#### 第9条（変更等の通知）

1. 利用事業者は、前条による本制度への利用登録後、申込内容等に変更があった場合は、速やかに自再協に書面等にて当該変更の内容を通知するものとしします。
2. 利用事業者は、自動車リサイクル法第66条に基づき解体業の許可の取消し若しくは業務の停止等の処分又は類似の処分を都道府県知事等より受けたときは、速やかに自再協に書面等にて当該処分の内容を通知するものとしします。
3. 利用事業者は、以下の各号に挙げる事項が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、速やかに自再協に書面等にてその旨を通知するものとしします。
  - (1) 所在地、商号など、本契約の履行に重大な影響を及ぼす登記事項を変更したとき
  - (2) 解散を決議したとき
  - (3) 他の会社との合併、会社分割又は営業譲渡・譲受を決議したとき
  - (4) 組織変更を決議したとき
  - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、又は裁判外の任意整理手続が開始されたとき
  - (6) 手形若しくは小切手の不渡処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
4. 本制度の登録内容の変更は、自再協が当該利用事業者へ送付する通知書に記載の有効日、又は「自動車リサイクルシステム事業者情報詳細画面」にて変更が反映された日をもって効力が発生するものとしします。

## 第4章（利用の停止・利用登録の取消）

### 第10条（利用登録の取消し）

1. 利用事業者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、自再協は何らの催告を要することなく、当該利用事業者の本制度への登録を取り消すことができるものとします。
  - (1) 本規約の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を促しても是正しないとき
  - (2) 申込書の内容等に虚偽があったとき
  - (3) 自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
  - (4) 自動車リサイクル法第66条に基づき解体業の許可の取消し若しくは業務の停止等の処分又は類似の処分を受けたとき
  - (5) その他本制度の加入を継続しがたい重大な事由が生じたとき
2. 自再協が前項に基づいて利用事業者の本制度への登録を取り消した場合において、当該利用事業者が、運搬ネットワーク業者への引渡しが無事完了していないエアバッグ類を占有しているときは、利用事業者は、当該エアバッグ類を速やかに運搬ネットワーク業者に引き渡すものとします。
3. 本制度の登録の取消しは、自再協が当該利用事業者へ送付する通知書に記載の有効日をもって効力が発生するものとします。

### 第11条（利用の停止）

1. 利用事業者は、本制度の利用の停止を希望する場合は、速やかに自再協に書面等にて通知するものとします。
2. 本制度の利用の停止は、自再協が当該利用事業者へ送付する通知書に記載の有効日をもって効力が発生するものとします。なお、本制度の利用の停止時点において、利用事業者が運搬ネットワーク業者に対して既に収集運搬を依頼しており、指定引取場所での引取り前のエアバッグ類の取扱いは、利用事業者、運搬ネットワーク業者及び自再協が協議の上で決定するものとします。

## 第5章（運搬料金）

### 第12条（運搬料金の支払い）

本制度を利用した場合の利用事業者が運搬ネットワーク業者に対して支払う運搬料金は、自動車リサイクル法第23条に基づいて自動車製造業者等により解体業者に支払われる運搬料金とし、実務上は、自再協より運搬ネットワーク業者に対して直接に運搬料金の支払いを行うものとします。この場合、利用事業者は運搬料金の請求を自動車製造業者等に対して行うことはできないものとします。

## 第6章（機密保持）

### 第13条（機密保持）

1. 利用事業者、運搬ネットワーク業者及び自再協は、本制度に関して業務上知り得た各々の情報については下記の場合を除き自ら以外の第三者に開示しないものとします。
  - （1） 各々が同意している場合
  - （2） 各々の情報が既に公知又は公用となっている場合
  - （3） 法令等又は裁判所の命令により開示が求められた場合
2. 利用事業者が本制度の利用を選択した場合及び本制度への申込内容を変更する場合には、利用事業者が選択した運搬ネットワーク業者に対して、自再協が当該利用事業者の情報を開示することにつき、利用事業者はあらかじめ承諾するものとします。

## 第7章（権利譲渡等の禁止）

### 第14条（権利譲渡等の禁止）

利用事業者、運搬ネットワーク業者及び自再協は、事前に自ら以外の全ての相手方の書面の承諾を得ない限り、本規約に基づく権利義務を、第三者に譲渡、承継、貸与又は担保に供しないものとします。

## 第8章（本制度の有効期間）

### 第15条（有効期間）

本制度は、有効期間を1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、利用事業者、運搬ネットワーク業者又は自再協の一方から自ら以外の全ての相手方に文書による更新をしない旨の申し入れがない限り、同一条件で1年間更新されたものとし、その後も同様とします。

## 第9章（その他）

### 第16条（規約の改訂）

本規約が、利用事業者による本制度への登録後の法令改廃等により、廃棄物処理法、自動車

リサイクル法、その他関連法令に適合しなくなった場合、その他自再協が必要と認めた場合、自再協は、利用事業者及び運搬ネットワーク業者に通知することにより、本規約の改訂を行うことができるものとします。

#### 第17条（管轄裁判所）

本規約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（誠実協議）

本規約に定めのない事項又は本規約について疑問が生じた場合には、その都度利用事業者、運搬ネットワーク業者及び自再協が誠意を持って協議の上、これを解決するものとします。

制定：2004年6月1日

改訂：2009年4月1日

改訂：2017年10月1日

改訂：2021年1月1日